

令和3年度市民活動モデル町会支援事業

～地域の活性化にご活用くださるようご案内いたします～

1 目的

住民主体のより良い地域をつくるために、地域の助け合いや良好な生活環境の保全、地域の一体感の醸成などの地域の課題に、住民が主体となって取り組む地域活動を交付金の交付や広報の協力などによって支援します。

2 取組内容

★事業の例

- ・ 地域環境の美化、地域資源の保護保全
道路や河川の清掃草刈り、清流の保全
- ・ 暮らしの安全
住民パトロール、危険個所のマップ作り
- ・ 相互扶助の進展
高齢者見守りネットワークへの地域参加、
困っている住民のための買物送迎
- ・ 健康の維持増進
健康教室、スポーツ教室
- ・ 子どもの健全育成
町会公民館での子どもの預かり保育
- ・ 町会内のつながり促進、郷土愛の育成
親睦を深めるレクリエーション、
コミュニティカフェ、文化を知る教養講座



3 助成の対象

取組事例に示す活動などで、既に市が補助金等を交付している活動を除く次のものを対象とします。

①町会で新たに取組む事業

②町会が従来実施している事業の充実を図るもの

③町会が継続し実施するもので一時的な支援が必要と判断できるもの

※既に交付を受けている活動と、本事業で対象とする活動の区分けは、聞き取りなどで確認します。

※過去にモデル町会の指定をうけた町会は、ご応募いただけません。

※特定の政党の支持、宗教の布教を目的とする事業は対象となりません。

4 モデル町会の期間

令和3年度～令和4年度の2年間（予定）

※交付金の交付（2年間）終了後も、自主的な活動を継続してください。

5 支援内容

○交付金 1町会につき1年間10万円（上限）とし、2年間の助成を予定しています。

○広報協力 広報さの及び情報紙、市や市民活動センターHPなどで紹介

6 対象経費

講師謝礼、旅費、消耗品費、食糧費（飲物程度）、印刷製本費、機械借上料、保険料、原材料費、備品費など

（注意）必要と認められる経費の考え方は、審査会で予め承認されたものに限り助成対象経費として認めます。

7 応募期間 及び 応募方法

令和3年3月17日（水）～4月20日（火）

市民活動促進課(市役所6階)まで申請書等を提出してください。なお、申請書等は市民活動促進課の窓口にもあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

8 スケジュール

期 日	事 項
3月17日～4月20日	応募受付期間
5月中旬	審査会(申請者から事業の概要について説明いただきます。概ね20分)
6月上旬	採択の決定(結果を郵送にてお知らせいたします。)
6月中旬～下旬	採択となった町会の交付金交付申請・交付金交付決定・交付金交付請求
7月	交付金交付(交付金を口座振り込みにより交付します。)
令和4年3月31日	事業完了
3月中旬～下旬	実績報告書の提出、事業報告会の開催 ※事業実施の結果又は見込を、報告会にて報告いただきます。

9 交付金交付町会の決定

市民活動推進委員会を代表する委員が審査会で面談と書類により審査を行い、市が決定します。面談は概ね20分とし、申請者から事業の概要を説明いただき、その後、質疑応答を行います。

令和2年度助成町会

町会名	事業名
梅園町会	梅園菜の花プロジェクト
正雲寺町会	正雲寺町会獣害防止対策事業

【申込み・お問い合わせ先】

佐野市市民活動促進課市民活動促進係

佐野市高砂町1番地

電話：20-3812 FAX：22-9104 E-mail：siminkatudou@city.sano.lg.jp

～3月の令和3年度予算の成立をもって、本事業実施が決定します。～